

埼玉県立高等学校専攻科修学支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立高等学校の専攻科へ通う低所得世帯の生徒における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、予算の範囲内において高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給することについて、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和3年6月14日付け文科科学省初等中等教育局長通知）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学校)

第2条 対象となる学校は、県立高等学校の設置する専攻科（以下「高等学校専攻科」という。）の学科のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文科科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

二 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(対象者)

第3条 高等学校専攻科に在学する低所得世帯の生徒の経済的負担を支援するために、次の各号の全てに該当する者に対して、在学する高等学校専攻科の授業料に充てることを条件に専攻科支援金を支給する。

一 日本国内に住所を有する者

二 高等学校専攻科を修了していない者

三 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月（ただし、高等学校専攻科の定める修業年限がこれに満たないものであって埼玉県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

なお、在学期間は、その初日において高等学校専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

イ 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有し

ていなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。)

ロ 高等学校専攻科を休学していた期間(令和2年4月1日以前に高等学校専攻科を休学していた期間を含む。)

四 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額(算定基準額)(保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。)が以下のイ、ロのいずれかに該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額^{※1}(課税標準額)×6%－調整控除の額^{※2}

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額とする。

イ 保護者等の算定基準額が100円未満である者

ロ 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者(イに該当する者を除く。)

なお、算定基準額は4月から6月分授業料に対する支給については、前年度の算定基準額をいい、7月から翌年6月分授業料に対する支給については、当該年度の算定基準額のことをいう。

また、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算定基準額は0円とする。

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。)がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)とする。

なお、高等学校専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」(生徒の父母であれば、その両名)を指すものとして取り扱うこととする。

五 高等学校専攻科の学科のうち、以下のいずれかに該当する学科に通う者

イ 大学への編入学基準を満たす課程

ロ 国家資格者養成課程

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、県立学校長は教育委員会に対し、その旨を証明（様式2）し、原則として、各号に定める時点から支給の対象としない。

一 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

ただし、停学処分を受けた者であって、3か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

二 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月

三 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

（受給資格の認定）

第4条 専攻科支援金の交付を受けようとするときは、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を証明する書類（生活保護受給証明書を含む。以下「課税証明書等」という。）を添付して、高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を教育委員会に対し提出し、専攻科支援金受給資格の認定を受けなければならない。申請に際し、個人対象要件証明書（様式2）により、学校長による証明を受けなければならない。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、支給の対象とはせず、保護者等の全員の課税状況が確認できる場合に限って、対象とする。

2 教育委員会は、専攻科支援金受給資格の認定をしたときは、受給資格認定及び支給額通知書（様式3）により、認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に通知する。

3 教育委員会は、専攻科支援金受給資格の認定をしなかったときは、受給資格不認定通知書（様式4）により、申請者に通知する。

（届出）

第5条 受給権者は、毎年度、教育委員会の定める日までに、保護者等の課税証明書等を添付して、申請書を教育委員会に対し、提出しなければならない。ただし、既に個人番号カードの写し等を提出している場合は、提出を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、申請書を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

3 教育委員会は、受給権者から申請書が提出され、所得制限基準等を満たす場合、継続支

給決定通知書（様式5）により受給権者に通知する。

- 4 第9条第1項の規定により専攻科支援金の支給が停止されている場合にあつては、第5条第1項に規定する届出は、同項本文の規定にかかわらず、第9条第2項の規定により行うものとする。

（専攻科支援金の額）

第6条 専攻科支援金の額は、支給対象高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（第3条第1項第四号ロに該当する者については、授業料の月額に相当する額の2分の1の額）とする。ただし、支給上限額を超える場合にあつては、支給上限額とする。

- 2 前項の支給上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第3条第1項第四号イに該当する者 月額9,900円
- 二 第3条第1項第四号ロに該当する者 月額4,950円

（専攻科支援金の支給）

第7条 専攻科支援金の支給は、教育委員会が認めた支給期間の開始月から始め、当該専攻科支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

- 2 専攻科支援金の支給を受けようとする者がやむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

（債権の弁済等）

第8条 教育委員会は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき専攻科支援金を当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給があつたものとする。

（専攻科支援金の支給の停止・再開）

第9条 専攻科支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権者が、教育委員会に支給停止申出書（様式6）により、支給停止の申出をしたときは、その申出をした日の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日の属する月までの間、支給を停止する。

- 2 前項の規定による申出をした受給権者は、同項に規定する場合に該当しなくなったときは、支給再開申出書（様式8）に、収入状況届出書等（様式1による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。第5条第1項及び第3項において同じ。）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第4条の規定により既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による申出により専攻科支援金の支給を停止したときは、

当該申出を行った受給権者に対し、支給停止通知書（様式7）により、その旨を通知しなければならない。

- 4 教育委員会は、第2項の申出に基づき専攻科支援金の支給を再開したときは、当該申出を行った受給権者に対し、支給再開通知書（様式9）により、その旨を通知しなければならない。

（支払いの一時差止め）

第10条 受給権者が、正当な理由がなく第5条の規定による届出をしないときは、専攻科支援金の支払いを一時差し止めることができる。

- 2 教育委員会は前項の規定による一時差止めをしたときは、受給権者に対し、一時差止め通知書（様式10）により、通知しなければならない。

（受給資格の消滅）

第11条 教育委員会は受給権者の受給資格が消滅したときは、受給権者に対し、受給資格消滅通知書（様式11）により、通知しなければならない。

- 2 受給権者が転学したことにより受給資格が消滅したときは、受給資格消滅通知書（様式12）により、通知しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。